別表六（十八）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の２第１項から第３項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該事業年度開始の日の前日における租税特別措置法第42条の12の２第１項第２号及び第２項第２号に規定する雇用者の数が零である場合には、「基準雇用者割合 (4)/(2)−(3)」 (5) の欄は、記載を要しない。

3　「当期税額基準額 ⑽×10又は20/100」 ⑾ の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

4　「地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円)×⑲ ((6)<(7)の場合は０) ⑳」 の欄は、「基準雇用者割合 (4)/(2)−(3)」 (5) の欄が0.1以上である場合又は第２号の場合に該当する場合にあつては「20万円又は」を消し、その他の場合にあつては「又は50万円」を消すこと。

5　「基準年度」の欄は、租税特別措置法第42条の12の２第２項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同法第68条の15の３第２項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）を記載すること。

6　「適用年度」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の２第５項第10号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載すること。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

7　当該事業年度が１年に満たない場合（次号に規定する場合を除く。）には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×⑳ ㉑」 の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×当期の月数/12」 として記載すること。

8　租税特別措置法施行令第27条の12の２第14項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×⑳ ㉑」 の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×(36−認定年月日を含む適用年度開始の日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数)/12」 として記載すること。